

パブリックコメントにおける主な意見への回答（案）

No.	意見の概要	回答
1	「捕獲者」の用語を用いたことは重要であり、理由を補足的に記載すべき。	ご意見を踏まえ、対応方針案 3 ページに「さらに、実際に銃猟により鳥獣を捕獲する者について、いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため、「捕獲者」の用語を用い、警察官、地方自治体職員、捕獲者等の捕獲に従事する関係者については、 <u>鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者を表す捕獲従事者と区別するため、「捕獲関係者」の用語を用いた。</u> 」と追記します。
2	クマやイノシシ以外にも、住居集合地域等に出没したシカ、サル等についても銃猟を可能とすべき。	本検討会では、対応方針案 4 ページに「クマ類やイノシシが市街地等へ出没した場合、周辺住民等の安全確保の観点から迅速に事態を収束させる必要があるところ、鳥獣保護管理法では住居集合地域等における銃猟が禁止されているため、警察官職務執行法第 4 条を適用し警察官の命令により捕獲者が銃猟を行ったり、警察官が不在の際には捕獲者自らが緊急性を判断するなどして応急的な対応（刑法第 37 条に基づく緊急避難を含む。）をしているところであるが、危険な状況下での捕獲作業に伴う人身被害も発生している。」と記載のとおり、住居集合地域等において危険が生じており、銃猟（麻醉銃を除く）以外による対応が困難な鳥獣を想定して検討を行っています。ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	車両からの発射は、建物内からの発射と同様に、捕獲者や捕獲関係者の安全性を高める効果が期待できます。	ご意見を踏まえ、対応方針案 6 ページに「建物外であっても住居等に隣接し、衰弱しうずくまっているような状況と判断できれば、建物内外等から麻醉銃を用いて不動化することで対応できる場合も考えられる。（作業者の安全のため、建物内や車両から外に向かった発砲を想定）」のとおり追記します。
4	現状の警察官の命令のもとで銃猟を使用可能とする体制で十分対応可能ではないか。	本検討会では、対応方針案 6～7 ページに「警察官職務執行法第 4 条については、警察官が不在の場合や同条に該当するような現実・具体的に危険が生じ特に急を要する場合ではなく、これに至らない状況には対応できないことも想定されるほか、現場の警察官が必ずしもクマ類への対処に精通しているとも限らない。」及び「警察官職務執行法第 4 条では現実・具体的に危険が生じた場合にしか対応できないことが課題であることを踏まえ、鳥獣保護管理法第 38 条の改正に当たっては、関係者に対して実際に危険が生じる以前の、より安全な状況から対処可能な仕組みとする方向で警察官職務執行法を前提としない仕組みを検討すること。」と記載のとおり、警察官職務執行法第 4 条では対応が困難な状況が生じている実情を踏まえた対応方針について検討を行う必要があると考えています。
5	銃種を限定することで対応者を狭めることのないように配慮すべき。	ご意見の趣旨は、対応方針案 8～9 ページの「はこわなで捕獲したクマ類の銃器による止めさしはライフル銃に比べ射程が短く、貫通力も低い、散弾銃によるスラッグ弾を用いる方法が適している。ただし、動員される銃器を使用するものによっては、スラッグ弾を使用できる銃を所持していない場合も考えられる点に留意する必要がある。」及び「はこわなで捕獲したクマ類の銃器による止めさし以外の状況については、クマ類との距離がある場合にはライフル銃を用いるなど、対象鳥獣との距離に応じて適切な銃器等を用いること。」に含まれていると考えます。

No.	意見の概要	回答
6	麻酔銃による不動物化について否定的な書きぶりとなっているが、使わざるを得ない場合、適切に使えば有効な場合もあり、対応方針の中で選択肢として示しておくべき。	ご意見の趣旨は、対応方針案9ページの「麻酔銃猟については、対象鳥獣が衰弱して動かない、一部拘束されている、人と対象鳥獣との間が隔離できるなど麻酔銃が安全に使用できる場面では、積極的に活用すること。特に、建物内及び建物、建物内から外に向かって行う麻酔銃猟については、貫通力や射程の短さが利点になり得る。一方で、麻酔銃猟を用いることは危険である場面も考えられる点にも留意が必要である。」に含まれていると考えます。
7	有害鳥獣捕獲の際にクマと遭遇した際等に捕獲者自らが緊急捕獲できるような法整備の検討も必要ではないか。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、銃猟で対応すべき状況となった場合にも、安全が確保されることを前提として銃猟が行われる必要があると考えています。また、第三者への損害等が生じた場合には、補償がなされるようにとの意見もあります。こうした点も踏まえ、鳥獣保護管理法の改正について検討を進めてまいります。
8	都道府県、市町村、警察、銃器を使用する者の中でも最初に見つけた者の判断で速やかに銃猟できるようにすべき。	ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、銃猟で対応すべき状況となった場合にも、安全が確保されることを前提として銃猟が行われる必要があると考えています。また、第三者への損害等が生じた場合には、補償がなされるようにとの意見もあります。こうした点も踏まえ、鳥獣保護管理法の改正について検討を進めてまいります。
9	趣味で狩猟を行う者に市街地に出没したクマの銃猟を任せるのではなく、専門の者が行うべき。	ご意見の趣旨は、対応方針案9～10ページの「捕獲者は、対象鳥獣の生態や習性の知識、安全な銃器の取扱、高度な射撃技術、発砲の冷静かつ迅速な判断力、関係者と臨機応変に連携できるコミュニケーション能力が求められる。」及び「国は、鳥獣による被害防止と合わせて、市街地出没に対応可能な人材の育成と配置の支援を検討すること。」に含まれていると考えます。
10	高度な知識と技能を持った現場責任者や捕獲者からなる体制の構築は喫緊の課題であり、早期に実現しなければならない。	ご意見の趣旨は、対応方針案10ページに「高度な技能を持った現場責任者や捕獲者等の専門的人材を確保するため、将来的には複数の市町村にまたがる対応体制が構築される可能性を考慮すること。また、国は、鳥獣による被害防止と合わせて、市街地出没に対応可能な人材の育成と配置が支援を検討すること。」に含まれていると考えますが、早期の実現に向けて取り組んでまいります。
11	万が一の事故や被害に関する補償や捕獲者の責任の範囲に関する法的・制度的担保が必要。	ご意見の趣旨は、対応方針案10ページの「住居集合地域等において銃猟を行うに際して、山野における従来の鳥獣の捕獲では想定してこなかった第三者や器物等への損害のおそれが生じることから、どのように損失を補償するか検討すること。」及び「捕獲者が自治体からの要請に基づき正当に銃猟を行っている限り、捕獲者に不利益が生じることがないよう、責任の所在を明確にするとともに、結果として第三者への損害等が生じた場合には、補償がなされること。」に含まれていると考えます。
12	捕獲関係者の装備の一つとして、車を有効に活用することも検討してほしい。	ご意見を踏まえ、対応方針案8ページに「ヘルメット、盾、クマ対策スプレー、クマ対策花火、車両等、必要な装備を配備するよう努めること。」のとおり追記します。
13	共通性や互換性のある無線機や装備品等の調達が必要である。	ご意見の趣旨は、対応方針案8ページの「また、捕獲関係者間で必要な情報共有を行うため、無線機を配備すること。」に含まれていると考えます。
14	銃の携行、運搬、装填、覆い被せ等についても、基準を示すべき。	対応方針案10ページに「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」と記載しており、この中で対応を検討してまいります。

No.	意見の概要	回答
15	法解釈の周知が必要である。	ご意見の趣旨は、対応方針案10ページの「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」に含まれていると考えます。
16	マニュアルや手引きが必要である。	ご意見の趣旨は、対応方針案10ページの「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」に含まれていると考えます。
17	捕獲者としての人選基準や捕獲者に求められる能力などの例をマニュアル等に示しておくほうが良い。	対応方針案10ページに「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」と記載しており、この中で対応を検討してまいります。
18	銃猟が可能な条件に天候の要素を追記すること。	対応方針案10ページに「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」と記載しており、この中で対応を検討してまいります。
19	北海道でも鉛弾を使うことを含め、用いる弾の種類を整理すべき。	対応方針案10ページに「改正法の内容を都道府県及び市町村が効果的に運用できるよう、銃刀法等の関係法令との関係も含めて十分に周知するとともに、技術的な支援（マニュアル・ガイドラインの作成、研修の実施等）を関係省庁が協同で行うこと。」と記載しており、この中で対応を検討してまいります。
20	クマ類が人里に出没しても可能な限り捕殺しないで山に返すべき。	本対応方針は、鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟の規制の在り方について検討を行うものであり、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、環境省が令和3年3月に作成した「クマ類の出没対応マニュアル」（以下「マニュアル」という。）において、クマ類の追い払いの方法や事例について紹介しています。
21	クマが人里に出没しないよう生息環境を改善するべき。	本対応方針は、鳥獣保護管理法第38条で禁止されている住居集合地域等における銃猟の規制の在り方について検討を行うものであり、ご意見は今後の施策の参考とさせていただきます。なお、クマ類の生息地の保護・整備については、環境省が作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン(クマ類編)」（以下「ガイドライン」という。）において、鳥獣保護区等の保護区の設置や針葉樹人工林の広葉樹林又は針広混交林への誘導、落葉広葉樹林環境の保全・復元等の考え方を示しています。
22	住居集合地域等に出没したクマの銃猟については、38条第1項で禁止する日出前、日没後の銃猟についても、条件を整理して可能にすべき。	夜間銃猟については、第2回検討会において委員からも指摘があったところであり、ご意見も踏まえ、対応方針10ページを「一定の技能要件を有する者に限り、夜間銃猟についても可能とする方向で検討すること」と修正します。
23	（その他、誤字や表現の適正化に係るご意見）	ご意見を踏まえ、対応方針案3～7ページで必要な箇所を修正します。